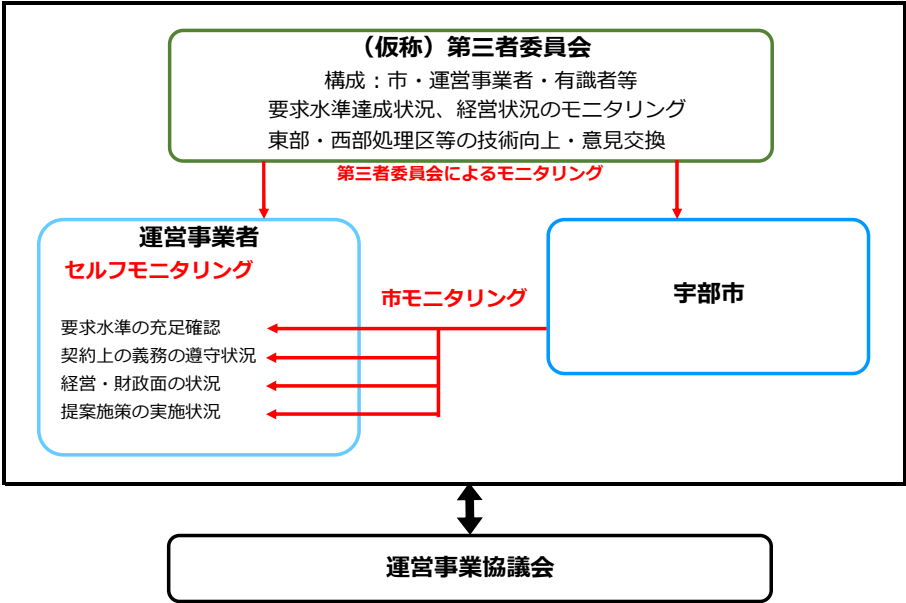
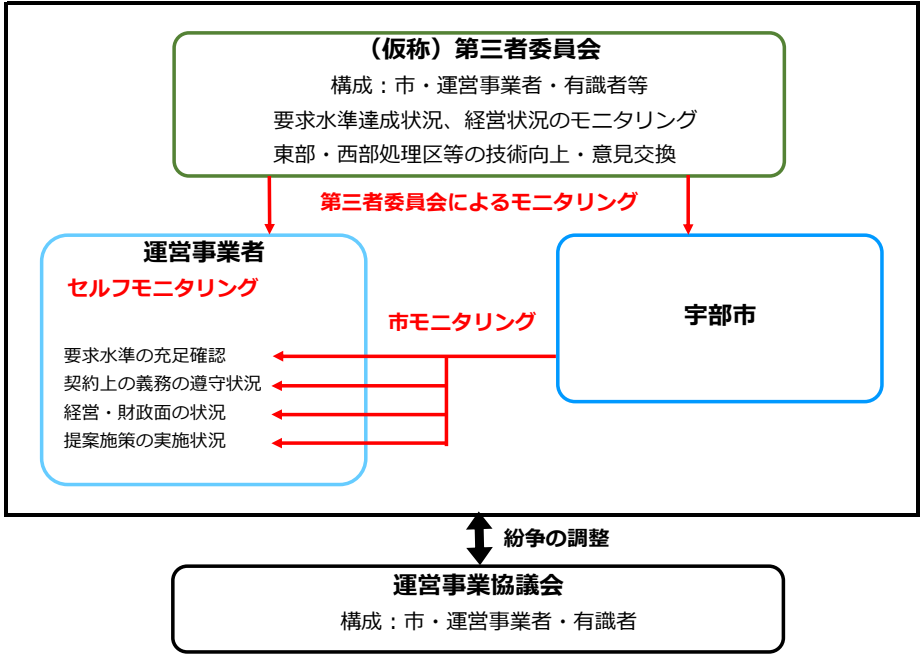


宇部市公共下水道西部処理区運営事業 モニタリング基本計画書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版） 新旧対照表

頁	章	節	細節	モニタリング基本計画書（案）（初版）	モニタリング基本計画書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）	備考
				宇部市公共下水道西部処理区運営事業 モニタリング基本計画書（案） 令和 6 年 10 月 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 モニタリング基本計画書（案） 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改定版） 宇部市土木建設部	
2	第 1	3	エ			
2	第 1	5		市によるモニタリングに要する費用については、市が負担する。 運営権者によるセルフモニタリングに要する費用については、運営権者が負担する。 運営事業協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。	市によるモニタリングに要する費用については、市が負担する。 運営権者によるセルフモニタリングに要する費用については、運営権者が負担する。 第三者委員会に要する費用については、市が負担する。ただし、運営事業者参加者の費用は運営事業者が負担する。 運営事業協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。	
11	第 3	1	(2)	(2) 是正勧告 市は、第 3_1 措置の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル 2 に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて是正勧告を行う。	(2) 是正勧告 市は、第 3_1 措置の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル 2 以上に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて是正勧告を行う。	

※本新旧対照表とモニタリング基本計画書（案）及びモニタリング基本計画書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）に相違があった場合は、モニタリング基本計画書（案）及びモニタリング基本計画書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）に表す内容を正しいものとする。